

JIS Z 2305

非破壊試験技術者の認証制度のご案内

JSNDI
一般社団法人 日本非破壊検査協会
認証事業本部

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 1.非破壊試験技術者とその認証制度の国際化 | 1 |
| 2.適用規格 | 1 |
| 3.試験を実施する工業分野 | 1 |
| 4.試験技法（NDT 方法）の種類 | 1 |
| 5.NDT 技術者の技術レベル | 2 |
| 6.試験の種類 | 2 |
| 7.試験内容、合格基準 | 3 |
| 8.受験申請資格 | 4 |
| 9.認証登録 | 5 |
| 10.資格証明書の有効期間及び再認証 | 6 |
| 11.資格継続調査 | 7 |
| 12.資格登録者リスト掲載事項 | 7 |
| 13.雇用主の順守事項 | 7 |
| 要員認証システム資格登録のステップ | 8 |
| JIS Z 2305 による新規試験概要 | 9 |
| 資格の維持について（流れ図） | 9 |

本資料は、JIS Z 2305:2001に基づく内容です。規格の改正等により資格及び認証制度が改正された場合、変更等もありますので予めご了解ください。

※2015年秋期からのJIS Z 2305:2013による認証制度の改正内容につきましては、
JSNDI HP [<http://www.jsndi.jp/>] にて、随時公開します。

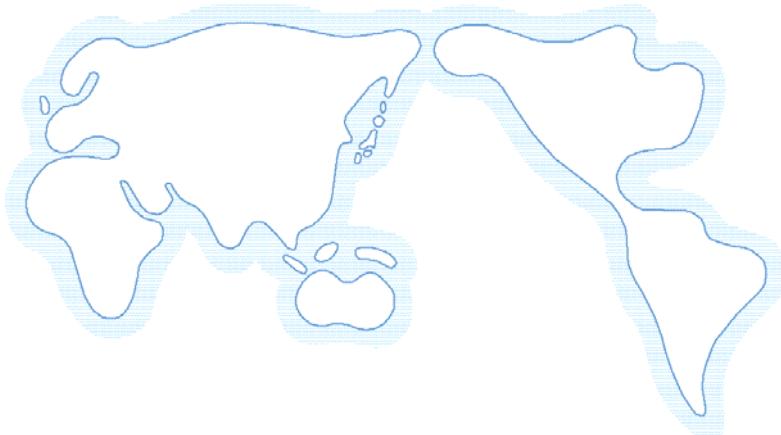
1. 非破壊試験技術者とその認証制度の国際化

非破壊試験の試験結果の精度は、非破壊試験技術者の技量に大きく左右されます。

同一の規格、同一の手順書に従って行う検査であれば、誰が行っても、何度行っても同じ結果、同じ評価が得られなければなりません。

そのため、非破壊試験技術者の技術レベルを一定にしておく必要があり、その要求から国内においては、一般社団法人 日本非破壊検査協会が非破壊検査技量認定規程(NDIS 0601)によって、技術者の技量認定試験を実施し、技術者の技量認定を行ってきました。

一方、世界各国で実施されている非破壊試験技術者に対する技量認定制度を国際規格(ISO 9712)をもとに国際整合化をしていく動きがあり、日本非破壊検査協会でも日本非破壊検査協会規格(NDIS J001:ISO 9712)に基づいた認証制度を1998年から実施しておりましたが、JIS Z 2305の制定に伴い、認定制度(NDIS 0601)、認証制度(NDIS J001)をJIS Z 2305に基づく認証制度へ融合一元化して、2003年度から実施しております。



2. 適用規格

JIS Z 2305 : 2001 (ISO 9712:1999 修正) 非破壊試験－技術者の資格及び認証
Non-Destructive Testing - Qualification and Certification of Personnel

3. 試験を実施する工業分野

(一社)日本非破壊検査協会 認証事業本部の実施する資格試験及び認証に関する工業分野は、JIS Z 2305に基づくマルチセクター(材料、溶接、構造物)としています。

(注) JIS Z 2305に従えば、工業分野とは、あるNDT方法が優先的に使用される工業分野、又は技術の特定の分野を指します。ある1種類の工業分野は、ある製品(溶接、鋳物など)、あるいは、ある工業(航空宇宙、製鋼など)と解釈できます。2種類以上の工業分野の組み合わせが必要な場合には、マルチセクターとして取り扱うことができます。

4. 試験技法(NDT方法)の種類

4.1 NDT方法

各々のNDT方法において、レベル1、レベル2及びレベル3の技術レベルを設定しています。

- (1) 放射線透過試験(RT) : Radiographic Testing
- (2) 超音波探傷試験(UT) : Ultrasonic Testing
- (3) 磁粉探傷試験(MT) : Magnetic Particle Testing
- (4) 浸透探傷試験(PT) : Liquid Penetrant Testing
- (5) 湧流探傷試験(ET) : Eddy Current Testing
- (6) ひずみ測定(SM) : Strain Measurement

4.2 限定NDT方法

特定のNDT技法を限定NDT方法といい、次の技術レベルを設定しています。

- (1) 超音波厚さ測定(UM) : Ultrasonic Thickness Measurement《レベル1》
- (2) 極間法磁粉探傷検査(MY) : Yoke Method Magnetic Particle Inspection《レベル1、レベル2》
- (3) 通電法磁粉探傷検査(ME) : Direct Contact Method Magnetic Particle Inspection《レベル1》
- (4) コイル法磁粉探傷検査(MC) : Coil Method Magnetic Particle Inspection《レベル1》
- (5) 溶剤除去性浸透探傷検査(PD) : Solvent Removable Penetrant Inspection《レベル1、レベル2》
- (6) 水洗性浸透探傷検査(PW) : Water Washable Penetrant Inspection《レベル1》

5. NDT 技術者の技術レベル

技術レベルは次の3種類があり、各レベル技術者は以下の技術レベルを有するものとします。

5.1 レベル1技術者

NDT指示書に従って、レベル2又はレベル3技術者の監督のもとで、次のNDT作業を実施する以下の能力を有するもの

- (1) NDT機器の調整
- (2) NDTの実施
- (3) 文書化された判定基準に従ったNDT結果の記録及び分類
- (4) NDT結果の報告

5.2 レベル2技術者

確立されている、又は認可されているNDT手順書に従ってNDT作業を実施したり指示する以下の能力を有するもの

- (1) NDT方法の適用限界の判断
- (2) NDTコード、NDT規格、NDT仕様書及びNDT手順を実際の作業条件に適した実行可能なNDT指示書への書き換え
- (3) NDT機器の調整と校正
- (4) NDT作業の実施及び監督
- (5) 適用されるコード、規格及びNDT仕様書に従ったNDT結果の解釈と評価
- (6) NDT指示書の作成
- (7) レベル1技術者の職務の実施及び監督
- (8) レベル2より下の技術者の訓練及び指導
- (9) NDT結果のとりまとめと報告

5.3 レベル3技術者

NDTに精通し、すべてのNDT作業を実施したり指示する以下の能力を有するもの

- (1) NDT設備と職員についての管理及び責任
- (2) NDT技法及びNDT手順の確立及び認可
- (3) コード、規格、NDT仕様書及びNDT手順の解釈
- (4) 特定のNDT作業に対して使用しなければならないNDT方法、NDT技法及びNDT手順の指定
- (5) 現行のコード、規格及びNDT仕様書によるNDT結果の解釈と評価
- (6) 認証機関から認可された場合には、資格試験の管理
- (7) レベル1及びレベル2技術者の職務の実施及び監督
- (8) 他に判定基準が存在しない場合には、合否基準の確立を補佐できるように、適用する材料、製造及び製品技術についての実用的な基礎知識
- (9) 他のNDT方法に関する一般的な知識
- (10) レベル3より下の技術者を訓練及び指導

6. 試験の種類

試験には次の3種類があります。

6.1 新規試験

資格を取得していない者が受ける最初の試験のことで、一次試験（筆記）と二次試験（実技）があります。二次試験は、一次試験合格者のみ受験できます。（*レベル3の二次試験は筆記となります）

6.2 再試験

※再試験に関する取り扱いは「2015年春期（日程表）」の記載が優先されますのでご注意ください。
一次試験、又は二次試験において最初のその試験に不合格となった者は、次回行われるその試験を再試験として1回に限り受験することができます。一次試験が再試験の場合、受験申請時の添付書類の提出が不要となります。また、二次試験が再試験の場合、二次試験から受験することになります。

6.3 再認証試験

資格を取得している者が資格を継続させるために受ける試験（筆記）のことで、資格発効日から10年後の有効期限の2年前から半年前までの計4回受験することができます。

また、レベル3の再認証試験には、筆記試験の代わりに書類審査（クレジット・システム）を受ける方法もあります。

7. 試験内容、合格基準

7.1 新規試験・再試験

7.1.1 レベル1及びレベル2の資格試験

一次試験は、一般試験と専門試験で、それぞれ最小限70%の点数を得た者を合格とします。

二次試験は、実技試験で、最小限80%の点数を得た者を合格とします。

7.1.2 レベル3の資格試験

一次試験は基礎試験 ((1)材料科学、製品・製造・加工の基礎知識、(2)認証システム(JIS Z 2305)の知識、(3)4種類のNDT方法(RT又はUTを含むこと)におけるレベル2の基礎知識) で最小限70%の点数を得た者を合格とします。

二次試験は、主要な方法の試験で、関連したNDT方法のレベル3の基礎試験(C₁)、関連したNDT方法の適用等に関する問題(C₂)及び関連したNDT方法の手順書の作成問題(C₃)で、それぞれ最小限70%の点数を得た者を合格とします。

また、当該NDT方法のレベル2資格を持たないレベル3の申請者にはレベル2の実技試験(NDT指示書の作成を除く)が課され、最小限80%の点数を得なければなりません。

詳細については、「資格試験実施案内」を参照ください。

7.2 再認証試験

7.2.1 レベル1及びレベル2

再認証試験は、筆記試験(専門試験問題で実技に関する問題を含む)で、80%以上の点数を得たものを合格とします。

7.2.2 レベル3

再認証試験は、筆記試験(NDT方法の適用に関する、少なくとも20の問題、かつ、認証システム(JIS Z 2305)に関する、少なくとも5つの問題)で、80%以上の点数を得たものを合格とします。80%以上の点数を得られなかった場合には、新規に受験申請をしなければなりません。

また、筆記試験の代わりに書類審査(クレジット・システム)を受ける方法もあります。これを選択した場合の合格基準は5年間に20ポイント以上のポイント確保者とします。

表1 クレジット・システムにおける対象となる活動とポイント(2015年1月現在)

| 分類 | 適用項目 | クレジット適用項目 | ポイント数 | 最大P数(年間) | |
|----|--------------------------------------|---|-------------------------------|-------------------------|-------------------|
| A | NDT国際会議 | NDTに関して、数か国以上の利害にかかる事項を討議・決定するために、関係各国の代表者の参加によって行われる公式の会議。 | 2P/会議 2P/発表 2P/参加 | 10P 10P 10P | |
| | | NDT国内技術会議等 | 2P/会議 2P/発表 1P/参加 | 10P 10P 10P | |
| | | NDT地域技術会議 | NDT各支部、地域研究会開催の研究発表会等 | 1P/会議 1P/発表 1P/参加 | 10P 10P 10P |
| | NDT規格委員会 | NDTに関連する規格の検討のために、委員によって構成される会議。 | NDT規格委員会会議への参加 | 2P/会議 | 10P |
| | NDT委員会 | NDTに関連する委員によって構成される会議。 | NDT各種委員会会議への参加 | 1P/会議 | 6P |
| | NDT技術とNDTに関連する科学及び技術に関するセミナー又はシンポジウム | JSNDI主催又はJSNDIが共催・協賛・後援するNDTとNDTに関連する科学及び技術に関するセミナー又はシンポジウム | NDTセミナーの講師 NDTセミナーの受講 | 2P/2時間 1P/2時間 | 10P 10P |
| B | NDT技術講習会 | JSNDI本部、JSNDI支部及び地域研究会開催の各NDT技術講習会。 その他の訓練機関が実施するNDT技術講習会* | NDT技術講習会の講師 | 2P/2時間 | 10P |
| | | | NDT技術講習会の受講 | 1P/2時間 (1日4Pを限度とする) | 10P |
| C | NDT技術情報誌 | JSNDI機関誌「非破壊検査」、JSNDI機関誌「NDTフラッシュ」、NDTに関連する研究又は出版物への技術的論文の投稿 | NDT技術情報誌(論文、技術資料)の執筆 | 2P/資料 | 10P |
| | NDT技術参考書 | JSNDI発行の各NDT参考書・問題集・その他NDT技術に関する参考書 | NDT技術参考書・問題集の執筆 | 4P/書籍 2P/資料 | 10P |
| D | NDT試験委員 | JSNDI一次試験、二次試験 | NDT筆記試験の実施 NDT実技試験の実施 | 1P/試験(1日) 1P/1日 | 10P 10P |
| E | NDT協会会員 | JSNDI会員、JSNDI友好協定締結国のNDT協会会員 | NDT協会会員(JSNDI友好協定締結国のNDT会員も可) | 1P/年 | 1P |

*NDT技術講習会 JSNDI本部、JSNDI支部及び地域研究会開催の各NDT技術講習会。その他の訓練機関が実施する技術講習会の講師はJIS Z 2305レベル3を保有すること。

注：1)表1はJSNDIの場合を参考例に示しております。よって、関連団体等における諸活動に当てはめて活用してください。

2)クレジット・システムにつきましては、制度改正等に伴い変更となる場合があります。該当の時期になりましたら最新情報を協会ホームページ等でご確認ください。

8. 受験申請資格

8.1 新規試験（レベル1及びレベル2）

レベル1及びレベル2の資格試験を新規に受験しようとする者は、過去5年間において表2に示す最低訓練時間を必要とします。

表2-1 各NDT方法における最低訓練時間

| NDT方法 | レベル1 | レベル2 | |
|-------------|------|---------------|----------------|
| | | レベル1 資格所有者 | レベル1 資格非所有者 |
| 放射線透過試験(RT) | 40時間 | 80時間 | 120時間 |
| 超音波探傷試験(UT) | 40時間 | 80時間 | 120時間 |
| 磁粉探傷試験(MT) | 16時間 | 24時間 | 40時間 |
| 浸透探傷試験(PT) | 16時間 | 24時間 | 40時間 |
| 渦流探傷試験(ET) | 40時間 | 40時間 | 80時間 |
| ひずみ測定(SM) | 16時間 | 24時間 | 40時間 |

注：1) レベル1及びレベル2の受験申請には、受験申請書に訓練証明が必要です。訓練証明として訓練実施記録には、訓練内容及び訓練時間等の記載、訓練を行った団体等又は、訓練者の署名・押印が必要です。

2) 再試験該当者を除きます。

3) 上表におけるレベル1資格所有者に限定レベル1資格所有者は該当しません。

表2-2 各限定NDT方法における最低訓練時間

| 限定NDT方法 | 限定のレベル1 | 限定のレベル2 | |
|-----------------|---------|------------------|-------------------|
| | | 限定のレベル1 資格所有者 | 限定のレベル1 資格非所有者 |
| 超音波厚さ測定(UM) | 16時間 | - | - |
| 極間法磁粉探傷検査(MY) | 8時間 | 16時間 | 24時間 |
| 通電法磁粉探傷検査(ME) | 8時間 | - | - |
| コイル法磁粉探傷検査(MC) | 8時間 | - | - |
| 溶剤除去性浸透探傷検査(PD) | 8時間 | 16時間 | 24時間 |
| 水洗性浸透探傷検査(PW) | 8時間 | - | - |

注：1) レベル1及びレベル2の受験申請には、受験申請書に訓練証明が必要です。訓練証明として訓練実施記録には、訓練内容及び訓練時間等の記載、訓練を行った団体等又は、訓練者の署名・押印が必要です。

2) 再試験該当者を除きます。

3) 上表における限定レベル1資格所有者にレベル1資格所有者は該当しません。

8.2 新規試験（レベル3）

レベル3の資格試験を新規に受験しようとする者は、過去5年間において以下のいずれかの条件を満たしている者とします。

- ①NDT関連書籍による個人的学習を行った者
- ②NDT関連の研究・論文発表者
- ③NDT関連の書籍解説等の執筆者
- ④NDT関連の学術講演会又はセミナーへの出席者又は発表者
- ⑤NDT関連の訓練コース

(注) レベル3の受験申請には、受験申請書に上記条件の証明書の添付が必要です。証明書については、「資格試験実施案内」で確認してください。

8.3 再試験（すべてのレベル）

再試験であることが受験申請資格となりますので、受験申請するにあたり添付書類の提出はありません。

8.4 再認証試験（すべてのレベル）

再認証試験を受験しようとする者は、資格を所持していることが受験申請資格となりますので、受験申請するにあたり添付書類の提出はありません。

9. 認証登録

認証登録には、新規試験合格後に行うもの（新規認証登録）、5年目の有効期限前に行うもの（更新登録）と再認証試験合格後（更新後の有効期限（10年目）前）に行うもの（再認証登録）の3つがあります。

9.1 新規認証登録

新規試験合格と共に送付される「新規認証申請書」に必要事項を記入のうえ申請します。書類審査に適格と判定されると「登録台帳」が発行され、資格登録となります。新規認証申請の必要事項には次のものが含まれます。

- (1)該当するNDT方法の経験証明（表3「最低経験月数」参照）
- (2)視力・色覚証明

9.2 更新登録

5年目の有効期限前に実施される「資格継続調査」に適格と判定されると「登録台帳」が発行され、資格登録となります。

9.3 再認証登録

再認証試験合格後（更新後の有効期限（10年目）前）に実施される「資格継続調査」に適格と判定されると「登録台帳」が発行され、資格登録となります。

注：視力が次の要求事項を満足していることを証明する医師又は雇用主（申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理者）の署名が必要となります。

- 1) 視力・色覚証明（過去1年の間のもの）

- (1)近方視力証明 以下に示す文字を30cm以上離れて、単眼（片目）もしくは、両眼（矯正可）で読めること
Times (New) Roman N6 の文字、またはそれに相当する文字

| |
|--|
| Times Roman N6 : Macintosh系パソコンのフォント（字体）で6ポイント（文字の大きさ） |
| Times New Roman N6 : Windows系パソコンのフォント（字体）で6ポイント（文字の大きさ） |
| 上記文字をパソコンからプリンタで出力する場合、True Type フォントの指定が必要です |

- (2)色覚証明 関連NDT方法に関する色彩のコントラストを識別し得ること

- 2) 経験証明（証明に必要な最低経験月数は、表3のとおりです）

全くのNDT未経験者の場合には、NDT技術者の管理・監督・指導のもとであれば、訓練の開始をもって経験の始まりとします。

表3-1 各NDT方法におけるレベル1及びレベル2の資格認証申請に必要な最低経験月数

| NDT方法 | レベル1 | レベル2 | |
|-------------|------|---------------|----------------|
| | | レベル1 資格所有者 | レベル1 資格非所有者 |
| 放射線透過試験(RT) | 3か月 | 9か月 | 12か月 |
| 超音波探傷試験(UT) | 3か月 | 9か月 | 12か月 |
| 磁粉探傷試験(MT) | 1か月 | 3か月 | 4か月 |
| 浸透探傷試験(PT) | 1か月 | 3か月 | 4か月 |
| 渦流探傷試験(ET) | 3か月 | 9か月 | 12か月 |
| ひずみ測定(SM) | 1か月 | 3か月 | 4か月 |

表3-2 各限定NDT方法におけるレベル1及びレベル2の資格認証申請に必要な最低経験月数

| 限定NDT方法 | 限定のレベル1 | 限定のレベル2 | |
|-----------------|---------|------------------|-------------------|
| | | 限定のレベル1 資格所有者 | 限定のレベル1 資格非所有者 |
| 超音波厚さ測定(UM) | 1か月 | - | - |
| 極間法磁粉探傷検査(MY) | 1か月 | 2か月 | 3か月 |
| 通電法磁粉探傷検査(ME) | 1か月 | - | - |
| コイル法磁粉探傷検査(MC) | 1か月 | - | - |
| 溶剤除去性浸透探傷検査(PD) | 1か月 | 2か月 | 3か月 |
| 水洗性浸透探傷検査(PW) | 1か月 | - | - |

表 3-3 レベル 3 の資格認証申請に必要な最低経験月数（全 NDT 方法共通）

| 最終学歴 | レベル 2 資格所有者 | レベル 2 資格非所有者 |
|--|----------------|-----------------|
| 理工系大学、大学理工学部もしくはこれと同等の学部の卒業者、又は工業高等専門学校の専攻科修了者 | 12 か月 | 24 か月 |
| 2 年以上の理工系短大、理工系専門学校もしくはこれと同等の学校の卒業者、又は工業高等専門学校の卒業者 | 24 か月 | 48 か月 |
| その他 | 48 か月 | 72 か月 |

注：1) 最終学歴による経験月数の免除を申請する場合、最終学歴卒業証明書の提出が必要となります。

2) レベル 2 資格所有者に限定 レベル 2 資格所有者は該当しません。

9.4 新規認証申請期間及び資格証明書の発行

9.4.1 新規認証申請と資格証明書の発行

最低経験月数を満足した方は認証申請が可能です。指定された認証申請締切日によって、資格証明書の有効開始月日を 4 月 1 日付けか 10 月 1 日付けとして発行します。ただし、新規認証申請の有効期間は資格試験合格後 3 年間です。※新規認証申請書の有効期間については、「2015 年春期（日程表）」の記載が優先されますのでご注意ください。

9.4.2 更新及び再認証の資格証明書の発行

資格証明書の有効期限日の翌日から有効となる資格証明書を発行します。

- 注：1) 資格証明書を発行することによって、認証機関又は資格試験団体は技術者の資格を認証するが、NDT 作業の許可を与えるものではありません。
 2) 雇用主は NDT 結果の正当性を含めて、NDT 作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければなりません。
 3) 雇用主は、雇用者が、視力の要求事項に毎年適合していることを保証しなければなりません。
 4) 申請者本人が雇用主であるか、単独で申請する場合は、申請者は雇用主に対して規定されているすべての責任を負わなければなりません。

10. 資格証明書の有効期間及び再認証

10.1 資格証明書の有効範囲

取得した資格証明書の有効期間は、資格証明書に記載の承認日付（発効日または更新日）から 5 年間とします。ただし、以下の場合には無効となりますので、雇用主は無効要件発生時には、認証事業本部へ報告してください。

- (1) 認証機関が「非破壊試験技術者、申請者、証明者の倫理規則」に違反したと判断した場合
- (2) 認証機関が「資格登録者順守事項」に違反したと判断した場合
- (3) 視力・色覚の要求事項が満たされていない場合
- (4) 連続して 1 年を超える期間関連する NDT 業務を行わない場合

10.2 資格の更新

最初の有効期間（5 年）内に実施される「資格継続調査」において適格と判断された場合は、同一の期間（5 年間）の更新を認めます。

10.3 資格の再認証

2 回目の有効期間（10 年）前に実施される再認証試験に合格し、かつ、「資格継続調査」において適格と判断された場合は、資格を再認証することができます。

■ 非破壊試験技術者の資格証明書とは ■

「JIS Z 2305 非破壊試験—技術者の資格及び認証」による資格証明書とは免許証ではありません。『免許証』とは政府および官公庁が発行する許可証を主に指します。（例 運転免許、医師免許等）これに対し当協会で発行している資格証明書は、『適格性証明書』*に相当します。

当協会で発行している資格証明書は NDT 方法ごとにレベル 1、2、3 と技術レベルに応じて 3 段階に区分けしており、1→2→3 と数字が大きくなるほど該当 NDT 方法に対する技術レベルが高くなります。

当協会の資格証明書は免許証ではありませんので、資格証明書を所有していることで、該当の仕事をしても良い、してはいけないということではありません。業務を行うにあたって資格証明書が必要か否かは、顧客との契約や都道府県等の施工条例や他の規則等に従うことになります。仕事を受注される際は各自にて発注先に確認を行ってください。

* 適格性証明書：認証機関が発行する文書であり、記名された者の技術（技能）が、特定の規格類（JIS Z 2305:2001）に基づく適格性を持っていることについて、十分に信頼できることを示す文書。

11. 資格継続調査

以下の2項について、登録又は更新から5年を経過する前（有効期限の4～5か月前に通知）に書類審査を実施致します。

- (1) 資格証明書の有効期間中において、認証されたNDT方法の業務に1年を超える大幅な業務中断がないことの確認
- (2) 資格証明書の更新又は再認証に先立つ12か月の期間内で視力の要求事項に適合していることの確認

*資格継続調査の時期になりましたら当協会から「資格継続調査票」を登録いただいている連絡先にお送り致します。必要事項を記入の上、必ず提出期限までにご返送ください。

*住所変更等の理由により郵便物が宛先不明で戻ることも予想されます。6月又は12月になっても届かない場合は、必ず当協会認証事業本部まで申し出てください。資格証は、自己管理をして頂くとともに連絡先などに変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更申請をしてください。

12. 資格登録者リスト掲載事項

資格登録された者（資格証明書に記載された者、以下「資格登録者」という）に関する情報を「資格登録者リスト」として保管し、必要に応じてリストを公開することができます。

「資格登録者リスト」に掲載される事項は次のとおりです。ただし、「(8)資格登録者への連絡先」についてのみ、「自宅」・「勤務先」・「非公開」のいずれかを指定することができます。

資格登録者リスト掲載事項（順不同）

- | | | |
|--|---------------|---------------|
| (1) 資格登録者の氏名 | (2) 認証した日 | (3) 認証期限が切れる日 |
| (4) 認証したレベル | (5) 認証したNDT方法 | (6) 認証した工業分野 |
| (7) 認証番号 | | |
| (8) 資格登録者への連絡先（連絡先指定、連絡先住所、連絡先名称、電話番号、FAX番号） | | |
| (9) その他、協会が掲載することを決定した事項 | | |

13. 雇用主の順守事項

雇用主（認証申請者が日常働いている組織体の責任者、又はその責任者により業務を委任されている代理人）は以下のすべての事項を順守しなければなりません。

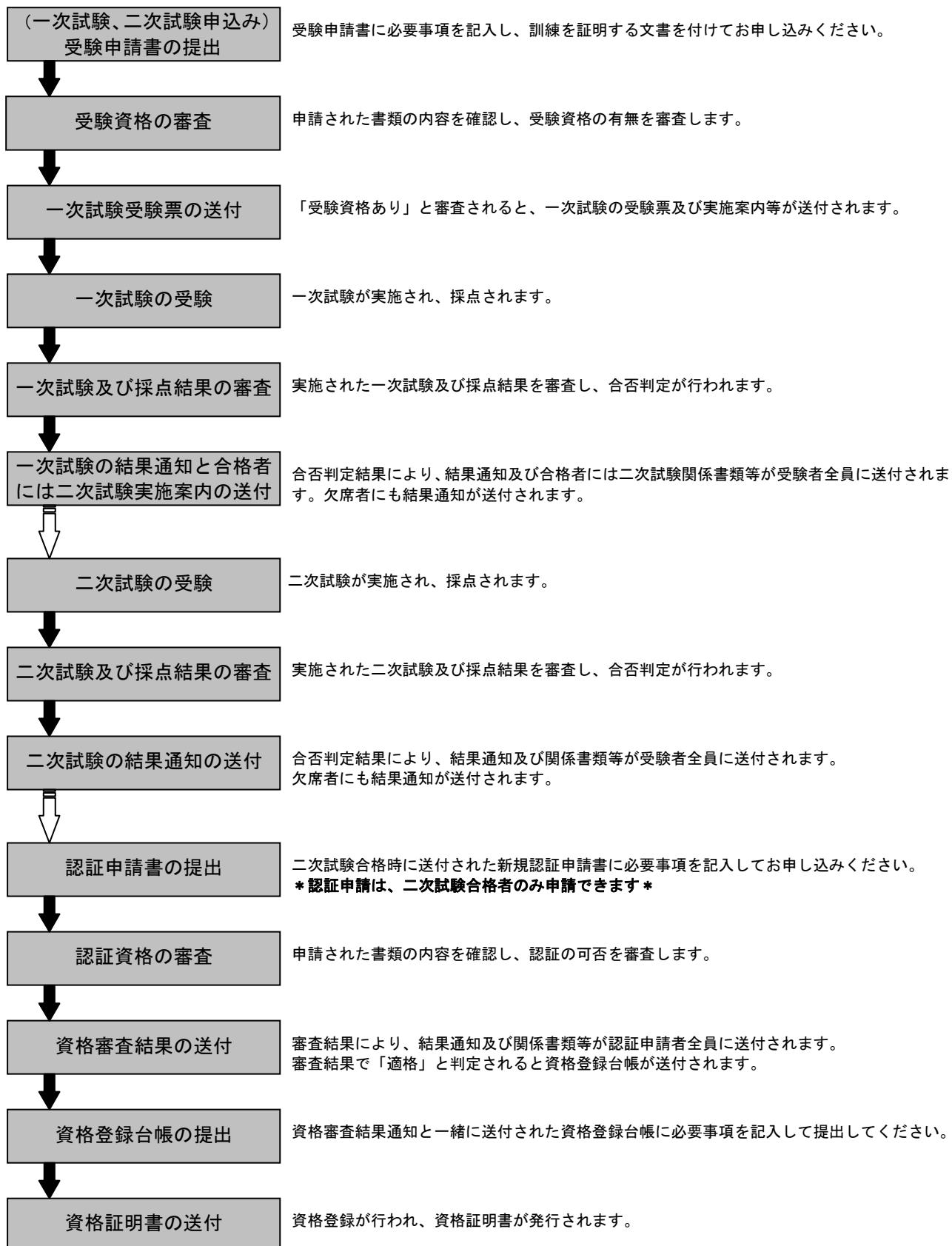
雇用主がこれらの事項を順守しない場合、当協会は証明者としての資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験資格停止、事実の公表等の処置を講ずことがあります。

- (1) 雇用主は、認証を希望する者を協会に認証申請させ、提出された個人情報が正しいものであることを文書で証明しなければなりません。雇用主は、当該の資格試験に直接係わることはできません。
- (2) 雇用主は、NDT結果の正当性を含めて、NDT作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければなりません。
- (3) 雇用主は、雇用者が視力及び色覚の要求事項に毎年適合していることを保証しなければなりません。
- (4) 申請者本人が雇用主であるか、単独で申請する場合は、申請者は雇用主に対して規定されているすべての責任を負わなければなりません。
- (5) 雇用主は、次の証明に関する不正行為を行ってはなりません。

| | |
|-------------------|--------------------|
| 1) 受験申請に必要な各種証明 | 2) 認証申請に必要な各種証明 |
| 3) 資格更新申請に必要な各種証明 | 4) 資格再認証申請に必要な各種証明 |
| 5) 業務継続証明 | 6) その他、協会が要請した証明 |
- (6) 資格者が視力の要求事項を満足しない場合、認証を受けたNDT方法においてNDT業務に1年を超える大幅な中断が生じた場合等、認証の無効となる条件が発生した場合は当協会の認証機関へ報告しなければなりません。

要員認証システム資格登録のステップ

日本非破壊検査協会 認証事業本部が実施している資格試験及び認証登録業務の概要（新規の場合）は次のとおりです。



JIS Z 2305 による新規試験概要

レベル 1 及びレベル 2

レベル 3

一般試験及び専門試験（筆記）

基礎試験（筆記）

- (1) 材料科学、製品・製造・加工の基礎知識
- (2) 認証機関の認証システム（JIS Z 2305）の知識
- (3) 4種類の NDT 方法におけるレベル 2 の基礎知識

実技試験

主要な方法の試験（筆記）

- (1) 関連した NDT 方法のレベル 3 の基礎知識
- (2) 関連した NDT 方法の適用、コード及び規格に関する知識
- (3) 関連した NDT 方法の NDT 手順書の作成

レベル 2 資格非所有者

レベル 2 の実技試験

レベル 2 資格所有者

認証（資格証明書の発行）

認証（資格証明書の発行）

資格の維持について（流れ図）

新規認証登録

資格証明書（有効期間は 5 年間）発行

登録 1 年目

登録 2 年目

登録 3 年目

登録 4 年目

更新前の資格継続調査（有効期限日の約 4~5 か月前に通知）

以下の 2 項目を満足しているか否かを確認します。

- (1) 更新にさかのぼる 12 か月の期間内に、視力・色覚の要求事項を満足していること
- (2) 過去 5 年間における認証を受けた NDT 方法において、NDT 業務に大幅な（連続して 1 年を超える期間の）中断がないこと

上記の項目を満足しない場合は不適格となり、資格を更新できません。資格試験を受験し、評価を受けなければなりません。

登録 5 年目

更新登録（資格継続調査で適格であると判定されたもの）

資格継続調査で適格と認められた場合は、引き続き 5 年間有効な資格証明書を発行します。

登録 6 年目

登録 7 年目

登録 8 年目

再認証試験（第 1 回目）

再認証試験（第 2 回目）

再認証試験（第 3 回目）

再認証試験（第 4 回目）

再認証試験は、登録して 10 年目の有効期限の 2 年前から半年前までに 4 回受験することができます。

再認証前の資格継続調査（有効期限日の約 4~5 か月前に通知）

以下の 2 項目を満足しているか否かを確認します。

- (1) 再認証にさかのぼる 12 か月の期間内に、視力・色覚の要求事項を満足していること
- (2) 過去 5 年間における認証を受けた NDT 方法において、NDT 業務に大幅な（連続して 1 年を超える期間の）中断がないこと

上記の項目を満足しない場合は不適格となり、資格を再認証できません。資格試験を受験し、評価を受けなければなりません。

登録 10 年目

再認証登録（再認証試験を合格し、かつ、資格継続調査で適格であると判定されたもの）

再認証の条件を満足したものは、登録期間満了に統いて、新たに認証されたものとして登録され、資格証明書（有効期間は 5 年間）が発行されます。

以降は上記の周期で更新と再認証の繰り返しとなります

◆資格取得後は、次の倫理規定の順守が義務付けられます。

資格登録者順守事項（抜粋）

- 1 資格登録者は、非破壊試験に関するものを含む各種の法令、規則、規格等を順守し、非破壊試験に関する業務を遂行し、非破壊試験技術者として、常に社会の信頼保持に努め、恣意による又は雇用主その他の圧力による不正行為を行ってはなりません。
- 2 資格登録者は、非破壊試験業務の遂行中であると否とを問わず、また直接間接であると否とを問わず、以下の不正行為を行ってはなりません。
 - (1)非破壊試験に関する不正な業務遂行
 - (2)非破壊試験に関する不正な報告又は報告書の作成
 - (3)非破壊試験に関する不正行為の指示又は示唆
 - (4)非破壊試験に関する不正な報告又は報告書作成の指示又は示唆
 - (5)協会が提出を求めた書類における不正な内容の記述又は届け出
 - (6)その他、非破壊試験に関する不正行為



資格試験の申込などの詳細については「**資格試験実施案内**」をご参照ください。
その他不明な点は下記へお問い合わせください。

『非破壊試験技術者の認証制度のご案内 (Rev. 201501)』は2015年1月1日現在のものです。更新されるたびにRev.番号を変更のうえ、当協会Home Page（アドレス下記参照）に掲載していくますのでご確認ください。

発行日 2015年1月1日

※2014年6月より下記の住所及び電話番号に変更となりました
一般社団法人 日本非破壊検査協会 認証事業本部
〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14
立花アネックスビル 10階
TEL 03-5609-4014 / FAX 03-5609-4062
<http://www.jsndi.jp/>